

経 済 産 業 省

平成 17・01・18 原院第 1 号

平成 1 7 年 4 月 1 日

登録調査機関立入検査実施要領（内規）の制定について

経済産業省原子力安全・保安院長 松永 和夫

登録調査機関立入検査実施要領（内規）について、別紙のとおり定める。

なお、平成 1 6 年 5 月 2 6 日付け「登録調査機関立入検査実施要領（内規）」（平成 1 6 ・ 0 2 ・ 2 7 原院第 2 号）は廃止する。

登録調査機関立入検査実施要領(内規)

電気事業法(以下「法」という。)第57条の2第1項の規定による調査業務の委託を受けている登録調査機関の行う調査業務及び調査方法が適切であるかどうかを確認する目的から、法第107条第5項の規定により経済産業大臣又は産業保安監督部長(産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。)が行う登録調査機関に対する立入検査(以下「立入検査」という。)は、下記により行うこととする。

記

1. 立入検査の検査内容及び実施頻度

- (1) 立入検査の検査内容は、別記「検査事項」に掲げるとおりとする。
- (2) 立入検査は、対象登録調査機関が登録(登録の更新)を受けた日から、3年を超えない日までの間に原則1回行うものとする。
- (3) 臨時に行う立入検査については、(1)及び(2)の限りではない。

2. 立入検査通知

経済産業大臣又は産業保安監督部長は、立入検査を実施するに当たっては、1週間前までに立入検査日時等の事項を記載した検査通知書(様式1)により立入検査を受ける者(以下「被検査者」という。)に対して通知するものとする。ただし、臨時に行う立入検査においてはこの限りではない。

3. 立入検査の日時

立入検査は、経済産業省の職員及び登録調査機関の役職員が通常勤務する日及び時間にこれを行うものとする。ただし、臨時に行う立入検査においてはこの限りでない。

4. 立入検査を実施する職員の数

立入検査は、原則として2人以上の職員(以下「検査官」という。)によりこれを行うものとする。

5. 検査官の留意事項

- (1) 検査官は、公務員としての品位の保持に留意し、公正な検査の執行に努めなければならない。
- (2) 検査官は、次の事項に留意しなければならない。
 - 法第107条第8項に規定するところにより身分証明書を携帯し、被検査者の請求があったときは、これを提示すること。
 - 立入検査に際し、国家公務員倫理法の規定を遵守すること。
 - あらかじめ通知した範囲を超えて、立入検査を行うときは、被検査者の日常業務の運営を阻害しないよう配慮すること。
 - 法令の施行に必要な限度を超えることのないように留意すること。
 - 立入検査において知り得た事実について、厳に機密を保持すること。
 - 被検査者に対しては、常に穏健冷静な態度をもって接すること。

6. 立入検査の開始

- (1) 検査官は、検査の開始に際し、被検査者に対して身分証明書を提示し、検査を行う旨を述べなければならない。
- (2) 検査官は、立入検査の執行を妨げられたときは、直ちに上司(検査官の所属する課長等)に連絡し指示を受けるものとする。

7. 立入検査の実施

立入検査を実施する際には、別記「検査事項」を確認するために、別紙1「登録調査機関立入検査チェックリスト」を用いて行うこととする。

8. 立入検査に伴う措置

立入検査を終了したときは、必要に応じて次の措置をとるものとする。

(1) 法第92条第2項に規定する不適合な点があると認められる場合

法第92条第2項に規定する不適合な点があると認められる場合は、様式4により確認書を作成し、検査官と被検査者が双方で確認、捺印し、確認書の写しを一部取り、原本は被検査者が、写しは検査官が保管すること。(確認書を取り交わす際には、被検査者に対して、別紙2により今後の処理の進め方を説明すること。)なお、判断に迷う事柄があった場合は、産業保安監督部(産業保安監督部の支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。)検査官は必要に応じて原子力安全・保安院(以下「本省」という。)電力安全課に連絡をとり、その対応措置について検討することとする。

また、産業保安監督部電力安全課長(保安監督課長、監督署長)は、確認書で確認した内容について、設定した期限内(概ね30日以内)に、様式5により被検査者に対し改善報告書の提出を求めることとする。ただし、上記期限内に改善が終了できないような場合については、様式5により改善計画書の提出を求めることとする(改善計画書が提出された場合には、改善計画書に記載された期日までに様式6により改善報告書の提出を求める)。改善計画書の提出のない場合については、様式4の確認書に記載された期限内に改善が終了できるものとみなす。

改善報告書の提出がなく産業保安監督部の提出指示に従わない場合、又は提出された改善報告書の内容が十分でないとして認められ産業保安監督部の改善の指示に従わない場合には、様式7により行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会を付与した上で、様式8により改善命令を発するとともに、様式9による改善報告書を様式8の改善命令において設定した期限内に提出するよう求めることとする。

(2) 法第92条の4各号又は法第92条の5で準用する法第76条に規定する不適合な点があると認められる場合

法第92条の4各号又は法第92条の5で準用する法第76条に規定する不適合な点があると認められる場合は、様式4により確認書を作成し、検査官と被検査者が双方で確認、捺印し、確認書の写しを一部取り、原本は被検査者が、写しは検査官が保管すること。(産業保安監督部検査官が確認書を取り交わす際には、被検査者に対して、本省が再度立入検査を行う旨を説明すること。)なお、判断に迷う事柄があった場合は、本省検査官においては本省電力安全課長の指示を受け、産業保安監督部検査官においては本省電力安全課に連絡をとり、対応措置について検討することとする。

また、産業保安監督部検査官は、9.で述べる様式2と様式4の確認書の写しを本省電力安全課長に報告することとする。

(3) (1)(2)に該当するもの以外の改善すべき事項については、必要な指導を行うこととする。

9. 立入検査の結果報告

(1) 検査官は、立入検査終了後速やかに、立入検査実施概要及び結果(被検査者に対してとった措置等を含む。)に係る報告書を様式2により作成し、経済産業大臣又は産業保安監督部長に提出するものとする。

(2) 産業保安監督部は、立入検査の対象となった登録調査機関の名称、立入検査実施年月日を年度毎に様式3に取りまとめ、翌年度6月末日までに本省電力安全課へ報告するものとする。

10. 情報公開

(1) 立入検査の結果概要、被検査者に対する措置内容等については、特別な事情がある場合を除き、原則として以下の基準に則り、本省及び各産業保安監督部のホームページ等を活用し、情報の公開を行うこととする。

件数等の統計的なものは、年度毎に公開する。

広く注意喚起を促す必要のあるものは、事例として公開する（被検査者名は非公開）。

法第92条第2項に基づく改善命令、法第92条の4に基づく登録の取消し又は法第92条の5で準用する法第76条に基づく適合命令を行った場合は、被検査者名を含めて公開する。

- (2) なお、本省電力安全課は、産業保安監督部から提出される年度ごとの立入検査実施結果について取りまとめた後、ホームページ等で件数等を公開する。

附則

この要領は、平成17年4月1日より施行する。

検査事項

1. 登録基準の適合状況
 - (1) 登録申請書に添付した書類について登録時と検査時との比較
2. 規程類の整備状況
 - (1) 登録調査機関に係る業務規程、関係規程類(以下「規程類」という。)の整備状況
 - (2) 規程類の管理状況
3. 組織及び運営
 - (1) 事務所及び事業を行う場所の所在地及び業務区域の確認
 - (2) 調査業務の公平性に関する状況
 - (3) 会計処理の状況
 - (4) 内部監査の状況
4. 法令に基づく報告、届出等の履行状況
5. 事業計画及び実績
 - (1) 前年度における調査業務事業計画と実績
 - (2) 当該事業年度における調査業務事業計画と実績
6. 調査に必要な機械器具の配備と管理
 - (1) 機械器具類の配備状況
 - (2) 機械器具類の点検状況
 - (3) 機械器具類の保管状況
7. 調査員の選任状況等
 - (1) 調査員の選任状況
 - (2) 調査員の教育・研修の実施状況
 - (3) 身分証明書等の管理状況
8. 調査業務の実施状況
 - (1) 新增設調査
 - 受託件数
 - 調査員毎の調査件数
 - 通知状況
 - 再通知状況
 - 再調査状況
 - 調査結果等の記録の保存
 - (2) 定期調査
 - 受託件数
 - 調査員毎の調査件数
 - 通知状況
 - 再通知状況
 - 再調査状況
 - 調査結果等の記録の保存

9 . 需要家からの問い合わせへの対応状況

10 . 外注管理の状況

- (1) 外注先の選定状況
- (2) 外注先の管理状況
- (3) 外注先での調査の実施状況
- (4) 外注先に対する監査の実施状況

経済産業省

番 号
年 月 日

(被検査者 代表者名) 殿

経済産業大臣 名
(産業保安監督部長 名)
(那覇産業保安監督事務所長 名)

電気事業法に基づく立入検査について(通知)

電気事業法第107条第5項の規定に基づき、貴法人に対して立入検査を下記のとおり行うので通知します。

記

1. 検査内容:

- (1) 登録基準の適合状況
- (2) 規程類の整備状況
- (3) 組織及び運営
- (4) 法令に基づく報告、届出等の履行状況
- (5) 事業計画及び実績
- (6) 調査に必要な機械器具の配備と管理
- (7) 調査員の選任状況等
- (8) 調査業務の実施状況
- (9) 需要家からの問い合わせへの対応状況
- (10) 外注管理の状況

2. 検査日時及び場所:

- (1) 日 時: 年 月 日 時 ~ 時
- (2) 場 所:

3. 検査職員: 所属部課名 官職 氏名

4. その他: 調査業務の状況について説明しうる役員及び職員は立会いしてください。

5 . 検査資料

- (1) 業務規程及び関係規程類
- (2) 機構及び組織図
- (3) 年度～ 年度調査業務事業計画及び調査業務実績
- (4) 調査業務に必要な機械器具類の設備台帳等 (点検・校正等の記録)
- (5) 調査員名簿等 (身分証明書の発行、知識・技能の認定及び教育・研修の状況がわかるもの)
- (6) 調査業務仕様書
- (7) 調査業務契約書
- (8) 調査業務検査記録書 (通知、再調査、再通知を含む)
- (9) 需要家からの問い合わせ等申出処理簿及び受付票
- (10) 外注先の選定、契約、精算等に関する資料
- (11) その他検査に必要な書類等

立入検査報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿
(産業保安監督部長)
(那覇産業保安監督事務所長)

経済産業 官

経済産業 官

私達は命により、登録調査機関である
立会のもとに、 年 月 日から 年 月 日
に対し、
たり立入検査を実施したので、その結果を報告します。

1. 立入検査実施概要 (チェックリストも併せて添付すること。)

2. 検査結果

改善が必要と判断される事項及びその根拠

その他特記事項等

立入検査報告書

番 号
年 月 日

原子力安全・保安院電力安全課長 殿

産業保安監督部 (支部)
電力安全課長
(中部近畿産業保安監督部
北陸産業保安監督署長)
(那覇産業保安監督事務所
保安監督課長)

立入検査要領9.(2)に基づき、 年4月1日から 年3月31日までの間に実施した立入検査の結果を送付します。

登録調査機関名	実施年月日	備考

備考には、法第92条第2項、法第92条の4各号又は法第92条の5で準用する法第76条に該当する不適合な点がある場合に、その内容を記載すること。

立入検査結果確認書

年 月 日

年 月 日から 年 月 日にわたり実施した立入検査の結果、以下の事項について確認します。確認した事項については、年 月 日までに、被検査者は、原子力安全・保安院電力安全課長（ 産業保安監督（ 支部）電力安全課長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長、那覇産業保安監督事務所保安監督課長）あてに改善報告書（又は計画書）を提出することとします。

- 1
- 2
- 3

経済産業 官	印
経済産業 官	印
被検査責任者	印
被検査責任者	印

様式は（様式5）によるものとする。
報告書の提出期限は、不適合内容、改善措置内容に応じて適切に設定すること。

(様式5)

年 月 日

産業保安監督部(支部)電力安全課長 名 殿
(中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 名)
(那覇産業保安監督事務所保安監督課長 名)

登録調査機関名
代表者名
住所
連絡先

立入検査結果の改善報告書(又は計画書)

年 月 日から 年 月 日に実施された立入検査の結果、確認事項については、次のとおり改善した(又は改善する計画です)ので報告します。

確認事項	改善報告(計画)
1 .	1 .
2 .	2 .
3 .	3 .

必要に応じて、説明資料、図面、写真等参考となる資料を添付すること。

改善計画書の場合は、改善終了予定時期を記載し、改善終了予定時期までに、(様式6)により改善終了報告書を提出すること。

(様式6)

年 月 日

産業保安監督部電力安全課長 名 殿
(中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 名)
(那覇産業保安監督事務所保安監督課長 名)

登録調査機関名
代表者名
住所
連絡先

立入検査結果の改善報告書

年 月 日から 年 月 日に実施された立入検査の結果、確認事項については、改善計画書(年 月 日付け番号)に基づき、次のとおり改善が終了したので報告します。

確認事項	改善報告
1 .	1 .
2 .	2 .
3 .	3 .

必要に応じて、説明資料、図面、写真等参考となる資料を添付すること。

経済産業省

番 号
年 月 日

(被検査者 代表者名) 殿

産業保安監督部長 名
(那覇産業保安監督事務所長 名)

行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づく弁明の機会の付与について

年 月 日から 年 月 日に電気事業法第107条第5項に基づく立入検査を実施した結果、下記のとおり、同法第57条の2第1項の規定により委託を受けている調査業務を行っていない(又は調査の方法が適切でない)ものと認められるので、同法第92条第2項の規定に基づき、年 月 日までに調査業務を行う(又は調査の方法を改善する)よう命ずることを予定している。

については、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき弁明の機会を付与するので、弁明がある場合には、年 月 日までに、産業保安監督部長(那覇産業保安監督事務所長)まで、文書をもって提出されたい。

記

(不利益処分の原因となる事実を記載)

経済産業省

番 号
年 月 日

(被検査者 代表者名) 殿

産業保安監督部長 名
(那覇産業保安監督事務所長 名)

改善命令について

年 月 日から 年 月 日に電気事業法第107条第5項に基づく立入検査を実施した結果、下記のとおり、同法第57条の2の規定により委託を受けている調査業務の業務を行っていない(又は調査の方法が適切でない)ものと認められるので、同法第92条第2項の規定に基づき、年 月 日までに調査業務を行う(又は調査の方法を改善する)よう命じます。

また、改善のために講じた措置を 年 月 日までに、産業保安監督部長(那覇産業保安監督事務所長)あてに様式9にて報告して下さい。

なお、この処分に対し不服がある場合には、行政不服審査法第14条第1項の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に経済産業大臣に対し審査請求をすることができます。

記

(改善命令を行う理由を記載)

報告書様式は(様式9)によるものとする。

報告書の提出期限は、不適合内容、改善措置内容に応じて適切に設定すること。

(様式9)

年 月 日

産業保安監督部長 名 殿
(那覇産業保安監督事務所長 名)

登録調査機関名
代表者名
住所
連絡先

立入検査結果の改善報告書

年 月 日から 年 月 日に実施された立入検査の結果、 産業保安監督部長(那覇産業保安監督事務所長)から(年 月 日付け番号)で改善命令を受けた事項については、次のとおり改善したので報告します。

命 令 事 項	改 善 内 容
1 .	1 .
2 .	2 .
3 .	3 .

説明資料、図面、写真等参考となる資料を添付すること。

登録調査機関立入検査チェックリスト

検査官名	所属： 官職： 氏名：
検査日時	平成 年 月 日～平成 年 月 日
検査場所	
立会者名	所属： 役職： 氏名：
登録調査機関の名称	
登録年月日	
設立年月日	
代表者・役員氏名	
主たる事務所の所在地	(電話番号：)
従たる事務所の所在地	(電話番号：)

(検査項目別細目)

1 . 登録基準の適合状況

電気事業法施行規則第 1 2 7 条の規定に基づき登録申請書に添付した書類について登録時と検査時との比較により有意な差が認められるか。

適否	備 考

2 . 規程類の整備状況

(1) 登録調査機関に係る規程類が整備されているか。

適否	備 考

(2) 規程類の文書体系、最新版の配布状況等、規程類の管理が適正に行われているか。

適否	備 考

3 . 組織及び運営

(1) 事務所及び目的とする事業を行う場所の所在地又は業務区域は適切か。

適否	備 考

(2) 調査業務の公平性に関する状況

調査に際し、一般用電気工作物の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)によって異なる基準が適用されていないか。

適否	備 考

調査に際し、所有者等によって対象となる調査の範囲に相違がないか。

適否	備 考

調査に際し、所有者等によって調査終了から通知までの期間に不合理な差異が生じていないか。

適否	備 考

(3) 会計処理について、調査業務に係る事項と他の事項で区分経理され、会計基準に基づき適正に行われているか。

適否	備 考

(4) 規定類どおり内部監査が行われているか。また、指摘等のある事項の改善状況は適切か

適否	備 考

4. 法令に基づく報告、届出等の履行状況(一般用電気工作物調査年報の報告等)

適否	備 考

5. 事業計画及び事業報告

(1) 前年度における調査業務事業計画と実績との関連に問題はないか。

適否	備 考

(2) 当該事業年度における調査業務事業計画と実績との関連に問題はないか。

適否	備 考

(3) 事業年度毎に財産目録、貸借対照表、損益計算書、収支計算書、営業報告書、事業報告書が作成され事業所に5年間備え付けられているか

適否	備 考

6. 調査に必要な機械器具の配備と管理

(1) 機械器具類は規程類により適切に配備されているか。

適否	備 考

(2) 機械器具の点検頻度、点検方法及び判定は規程類どおり行なわれているか。

適否	備 考

(3) 機械器具の取扱い及び保管は規程類どおり適切に行われているか。

適否	備 考

9. 需要家からの問い合わせへの対応状況

(1) 所有者等からの問い合わせについて規程類により適切に処理をしているか。

適否	備 考

(2) 類似案件を防止するため水平展開が図られているか。

適否	備 考

10. 外注管理の状況

上記6～9までの項目を参考としつつ、次の点について確認すること。

(1) 外注先の選定は規程類により適切に行われているか。

適否	備 考

(2) 外注先の管理は規程類により適切に行われているか。

適否	備 考

(3) 外注先での調査は規程類により適正に実施されているか。

新增設調査

- イ 受託件数
- ロ 調査員毎の調査件数
- ハ 通知状況
- ニ 再通知状況
- ホ 再調査状況
- ヘ 調査結果等の記録の保存

	適否	備 考
イ		
ロ		
ハ		
ニ		
ホ		
ヘ		

定期調査

- イ 受託件数
- ロ 調査員毎の調査件数
- ハ 通知状況
- ニ 再通知状況
- ホ 再調査状況
- ヘ 調査結果等の記録の保存

	適否	備 考
イ		
ロ		
ハ		
ニ		
ホ		
ヘ		

(4) 外注先に対する監査は規程類により適切に行われているか。

適否	備 考

今後の処理の進め方について

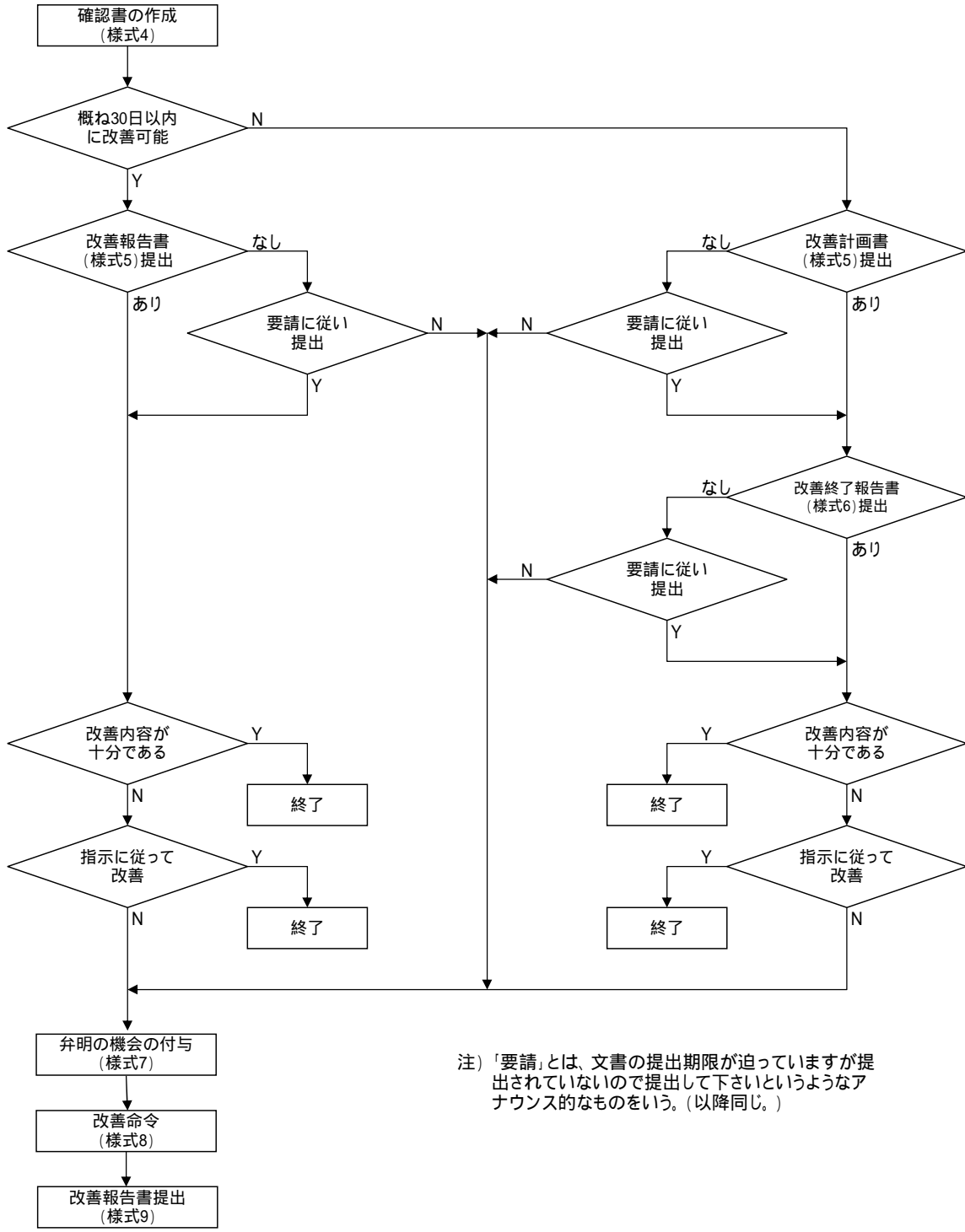
【第一ステップ】

- ・ 検査終了後、検査官と被検査者との間で、事実関係について確認書を交わします。
- ・ 被検査者は、確認書に記載した内容に対する改善報告書又は改善計画書を期限までに提出してください。改善計画書には、改善終了予定時期を明記して下さい。
- ・ 改善計画書を提出した場合には、改善が終了した後、改善計画書に記載した改善終了予定時期までに改善終了報告書を提出して下さい。

【第二ステップ】

- ・ 法第92条第2項に規定する不適合な点があり、かつ以下の場合には、法第92条第2項の規定に基づき改善命令を行います。改善命令を行った場合には、ホームページ等で被検査者名を含めた情報公開を行います。
 - a. 提出された改善報告書の内容が法の規定に適合していないと認められ、何らかの措置を講じる必要がある場合であって、当部の指示に従わない場合。
 - b. 改善報告書の提出がない場合であって、当部の提出指示に従わない場合。
- ・ 被検査者は、改善命令を受けた内容に対する改善報告書を期限までに提出してください。
- ・ 改善命令に応じない場合は、法に基づく罰則が適用される可能性があります。

1. 改善命令処理フロー



注) 「要請」とは、文書の提出期限が迫っていますが提出されていないので提出して下さいというようなアナウンス的なものをいう。(以降同じ。)